

## 保 険 2 (生命保険) 問題

### I. 次の語句を簡潔に説明せよ。(20点)

1. 保険業法第86条準備金
2. 特別法人税
3. 7%最低課税方式
4. 予定事業費枠計算における「蔵銀枠」
5. 責任準備金の「限度積立」

### II. 生命保険会計に関し、次の設問に解答せよ。(40点)

1. 生命保険会計の特徴である「保険期間の超長期性」「群団性」について説明せよ。
2. 「社員配当準備金明細表」における、前年度末から当年度末に至る異動状況について、「前年度末残高」「前年度剰余金からの繰入額」「利息による増加額」「支払いによる減少額」の各項目を説明せよ。
3. 利源分析において、5年チルメル式と平準純保険料式の相違点を述べ、各々の長所・短所について簡単に所見を述べよ。

### III. 次の2問中、1問を選択し、解答せよ。(40点)

1. 個人保険の特別配当について、その意義・考え方を述べよ。その際、財源の問題についても言及せよ。
2. 貯蓄性商品の増加が、生命保険会社の経営に与える影響について、収益性、キャッシュフロー等の観点から所見を述べよ。

## 保険 2 (生命保険) 解答例

### 問 I

1. 保険業法第86条に規定される準備金で「保険会社は財産の評価換または売却により計上した利益(84条第2項の規定により、同項の準備金として積立てるべき利益を除く)が、これにより計上した損失を超えるときは、その差額を準備金として積立てることを要する」と定められている。なお、但書で主務大臣の認可を得ることにより、その全部または一部を積立てなくてもよいことになっている。

{更に、設立趣旨、最近の同準備金をとりまく問題点、経理通達による不積立の対象等について言及する解答もあった。}

注 { }内は、必須ではないが、好ましい解答例である。以下同じ。

2. 適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約、勤労者財産形成基金給付契約に基づく積立金に対してかかる法人税で、その課税根拠は、企業が従業員のために拠出した保険料が損金となる一方、従業員側についても受給額が確定しないことから課税延期となるため、延期中の繰り延べ利益を特別法人税として徴収しようとするものである。課税標準は、各事業年度始の退職年金等積立金の額(ただし、加入者負担保険料相当の積立金は除く)で、税率は1%である。

{更に、納税義務者について言及する解答もあった。}

3. 生命保険会社の課税所得が当期剰余金の7%相当額に満たない場合は、剰余金の7%相当額をもって課税標準とする方法。導入の背景としては、かつて純保険料式責任準備金の積立を目指し、積増強化を図るため課税所得が過少となる保険会社が多かったことがあげられる。

{更に、同方式において剰余金を算出する際には、団体定期保険、心身障害者保険、再保険にかかわる剰余金は2分の1に減額して計算すること等に言及する解答もあった。}

4. 大蔵省銀行局通達（第1483号）に定める方式に基づき算出した予定事業費枠をいう。契約初年度に予定新契約費を全て計上し、これを全期間にわたって償却すると考えたものであり、全期チルメル方式による予定事業費枠の計算である。

{更に、この方式の特徴として、事業費の内訳（新契約費、維持費、集金費）毎に、事業費を統制する場合に用いられることが多い等、経費効率化の基準に適していることについて言及する解答もあった。}

5. 現行の会計基準では、保険料の計上は現金主義によっており、未取保険料は計上しない。これに対応し、責任準備金の積立も保険料の入金を限度として行うよう経理通達で規定されている。実際の計算は一般に、年度末有効契約について保険料の入金がすべてあったものとして責任準備金を計算し、それから未取保険料中の保険料積立金と未経過保険料相当分を差し引くという形をとる。ただし、決算時から猶予期間末までの期間内に保険料の収入が見込まれない契約についての当該期間の危険保険料相当額を、死亡請求があると考え、加えて積立てることとしている。

## 問Ⅱ

1. 「超長期性」……保険会社は契約の全期間を通じて生じる一定の偶発事故に対して、保険給付を約しており、超長期にわたって適正な支払能力を確保する必要がある。支払能力の確保という観点から、資産評価の保守性と、支払準備のための準備金の充実という特性が生じる。

{更に、資産評価の方法としては清算価値としてとらえることが望ましいこと、準備金の充実を目指すことが剰余に与える影響等について言及する解答もあった。}

「群団性」……保険制度は人数の法則を前提としており、これは保険契約を群団としてとらえるべきことを意味する。一定の群団を目的毎に設定し、群団間の公平性を図りつつ、支払能力の確保を行っているわけである。

{更に、例示的に責任準備金の評価における群団性の問題に言及する解答もあった。}

2. 社員配当準備金明細表は、期中における同準備金の異動状況を表わしており、次の関係が成り立つ。

「前年度末残高」+「前年度剰余金からの繰入額」+「利息による増加」  
-「支払による減少」(±「その他による増減額」)=「当年度末残高」  
各項目の内容は次の通りである。

「前年度末残高」……前年度末における配当準備金の残高で、前年度の貸借対照表の配当準備金の金額である。内訳は、割当済未払のもの、積立・据置中のもの等(その他は“たまり”)である。

「前年度剰余金からの繰入額」……前年度の剰余金処分により配当準備金に繰り入れた金額であり、定款においては、剰余金の90%以上を繰り入れることとしている。

{更に、翌期所要額までは無税繰入という税法限度について言及することも解答もあった。}

「利息による増加額」……積立配当金の利息による増加分である。

{更に、当期の損益計算書の「社員配当金」と「社員配当準備金戻入額」の差額と一致する関係にあることを述べる解答もあった。}

「支払による減少」……当期において社員配当金として支払処理された金額であり、損益計算書の「社員配当金」の金額と一致する。

{以上に加え、生保有の配当準備金を巡る会計処理の諸問題について論じる解答もあった。}

3. 利源分析は、損益計算書から出発し、「予定事業費」「予定利息」等の両建勘定を用い、損益計算書上の各項目を利源別に分解することにより、各利源の損益を評価しようとするものである。

「相違点」……5チル式と純保式では責任準備金の積み方、予定事業費、予定利息等が異なることにより、各利源の損益が相当異なってくる。通常(新契約比率が一定以上)の場合、純保式は5チル式に比べ、費差損

益においては予定事業費計上が少なくなり剰余が減少（損失が増加）、利差損益は予定利息が若干多くなり剰余が減少（損失が増加）、死差損益は、危険保険金額がやや小さくなるため剰余が減少（損失が増加）する。一方、責準関係損益においては、実際の積増額との調整が行われるため、当該会社が純保積増を行っている場合、5チル式の利源分析では、その超過積増分が損失となる。また解約益計算においては、積立額と支払額の差が益として計上されるため、益が大きくなる。

「長所・短所」……5チル式の場合、新契約費の支出実態に近い枠設定が出来、新契約の多寡により費差損益が影響を受けにくいというメリットがある一方、責任準備金を純保式で積立している会社においては、責準関係損が生じ、費差、死差、利差の合計が合計損益から乖離するというデメリットがある。純保式の場合は、逆に予定事業費枠の設定が実態にそくさず、新契約比率が高い年度において費差損益を圧迫するというデメリットがあるが、純保積立の会社においては、責準関係損益の調整が少なくすみ、三利源の損益が比較的正当に評価されるというメリットがある。

{更に、以上の事実を前提として、用途に応じた方式の選択、配当財源との関係から現行の利源分析のかかえる問題点等について所見を述べる解答もあった。}

### 問Ⅲ

#### 1. 特別配当について

下記について言及することが期待される。（着眼点）

「意義・考え方」

- ・通常配当の長期安定性により発生する未精算部分の最終精算
- ・経営の安定性の観点から内部留保されたもののうち契約者の持分の精算

- ・保守的な資産評価により形成された含みのうち契約者の持分の精算
- ・長期継続契約に対するインフレによる目減り分の補填

#### 「財源」

- ・経常益の一部
- ・株式等の売却益
- ・86準備金、危険準備金等の内部留保の取崩し

以上に加え、一貫した理論構成のもとで、各自の所見を述べることを期待する。論点としては、下記の事項が考えられる。（この全てについて言及する必要はない。）

#### 「論点」

- ・現行の特別配当制度をとりまく諸問題について（開始時期の問題等）
- ・特別配当における公平性について（保険種類間の公平性、世代間の公平性等）
- ・特別配当の理論の一層の明確化とその適正水準について（アセットシェア方式の採用による分配水準のチェック等）
- ・含みの適正保有水準と還元余力の検証方法やその理論について（財源チェック等）

次に、解答の一例を以下に示す。

昭和40年代に入り、各社が次々と純保険料式責任準備金の積立を達成するようになると、次に剰余を契約者にいかに還元すべきかが、大きな課題としてとらえられるようになった。長期継続契約者に対しインフレによる目減りを補填するための新しい配当方式が検討され、消滅時特別配当制度（ $\mu$ 配当）が導入されることとなった。これは、契約者に理解されやすく営業上も好評であったため、対象範囲も当初の満期契約から死亡契約、解約契約へと拡大され、配当率も引き上げられていった。

一方、一定期間経過後毎年割当られる特別配当（ $\lambda$ 配当）は、途中引き下げもあったが、近年の利差通常配当の減配に対応し、長期継続契約についてはそれを補う意味で再び引き上げられた。

現在、当社の場合（大手A社の昭和63年度決算に基づく配当率）、 $\mu$ 配当は経過期間により消滅時責任準備金の2～50%（20年代、30年代契約等に対する上乘せあり）定期保険、定期特約等については年間保険料の16～400%、また年金開始後契約についても責任準備金の1.2%を毎年支払う（ $\Delta\mu$ 配当）こととなっている。 $\lambda$ 配当については、6回目配当より責任準備金の0.15～2.55%を支払っている。また、消滅時特別配当の安定的財源確保のため、事前積立（ベスティング）を行っている。

「意義・考え方」……通常配当は、長期安定性が要請されているため、やや保守的なものとなっている。一方、保険会社は支払能力を確保するため内部留保の充実を図ってきており、具体的には責任準備金に加え86条準備金、危険準備金等の積立を行っている。更に、資産評価においても保険機構の安全性の観点から保守的なものとなっており、具体的には低価法の採用により株式の含みが形成されている。これら通常配当の未精算部分、内部留保や含みのうちの個々契約者の持分（その形成に寄与した分）を契約消滅時に最終精算し、契約者に還元しようとするのが $\mu$ 配当であり、またそれらが生みだす利息配当金収入という果実を還元しようとするのが $\lambda$ 配当であるとする考え方がある。換言すれば、個々契約者の責任準備金を上回る会社資産における個々契約者の持ち分を、消滅時に還元するとともに、保険期間中においてもその生みだす果実を毎年還元するのが、特別配当であるとする考え方である。

「財源」……これに従うと、特別配当の財源としては、86条準備金、危険準備金等の内部留保および含みが考えられる。実態としては、会社毎に異なるが、経常益の一部、86関係益をその財源にあてており、86条準備金、危険準備金等を取り崩し財源にあてることはほとんどない。「所見」……以上の前提にたつと、……（以下、各自の所見を述べる。）

## 2. 貯蓄性商品について

下記について言及することが期待される。（着眼点）

### 「収益性」

- ・貯蓄性商品は概して低ローディングであり、費差損の危険性がある。
- ・金利の状況により利差損の危険性もある。（逆ザヤ）金利変動リスク、為替変動リスク等の影響が大である。
- ・死亡保障が小さく死差益への貢献度合は少ない。年金の場合は逆に生存損の危険性もある。

### 「キャッシュフロー」

- ・保険料の増収と資産の拡大をもたらし、生命保険会社の収益構造を変化させた。
- ・一方で、金利変動による大量の資金流出の危険性もあり、流動性リスクを高めた。

### 「その他」

- ・資金量の増大により、金融機関としての地位向上をもたらした。
- ・ディスクロージャーの必要性を高めた。
- ・保険セールス面への影響も、無視し得ないものであった。

以上に加え、一貫した理論構成のもとで、各自の所見を述べることを期待する。論点としては、下記の事項が考えられる。（この全てについて言及する必要はない。）

### 「論点」

- ・契約者ニーズへの対応について（資産形成手段の提供、高齢化社会対応への貢献等）
- ・リスク管理の重要性について（負債の性質にみあった運用方法の検討、

資産・負債のマッチングの必要性等)

- ・収益性向上の方策について（V比例ローディング導入の是非、低コスト販売チャネルの検討、区分経理導入とその範囲内における柔軟な配当方式の検討等）
- ・資金流出防止の方策について（受皿商品の検討等）

次に、解答の一例を以下に示す。

いわゆる貯蓄性商品（一時払養老等に加え、企業年金等も含めて論じて可）の増大により、生命保険会社は、その資金量を急激に増加させ、総資産は110兆円を突破し、金融機関全体に占める割合も急伸展した。これにより、資産運用面においても国内外の市場に対する影響力を大きく高める結果となった。貯蓄性商品が大量に売れた理由としては、我が国において低金利の状態が続く中、長期安定配当を指向する生保商品の利回りが、他金融商品の利回りに比べ相対的に高かったことがあげられる。また、消費者の金利選好意識の高まりも一因として考えられる。結果として、個人の財産形成に寄与し、個人年金、企業年金の販売は国民の老後資金の準備に貢献したこととなる。

一方で、貯蓄性商品の増大が生保経営に多大な影響を与えたことも事実である。

「収益性」……収益性の面からみると、これらの商品は一般に低ローディング、低死亡保障商品であり、費差益、死差益への寄与度は小さいかもしくは損失を生じさせる場合もあり得る。利差損益の影響は当然大きく、資産運用が低位で推移する中において、多大な逆ザヤを生じさせる危険性は大きい。含み益の実現化により損失の補填を行うとすれば、群団間の公平性という問題も生じよう。含み益を創出した群団が、補填される群団と一致するか否かという問題が考えられるからである。

「キャッシュフロー」……キャッシュフローの観点から考えると、前述の様にこれらの商品は急激な収入保険料の増大をもたらしたが、同時に満期を迎え急激な流出も考えられる。また、市中金利の上昇にともない、

より有利な投資先を求め保険期間半ばで、解約・契貸等により大量に資金流出が起こる危険性もあり得る。即ち、流動性という面からも常に注視する必要がある。従来長期安定資金という生保の負債の性質を、徐々に変化させる要因の一つとなっている。

「その他の影響」……販売面についてみると、外務経営如何によっては、この種の商品の販売が営業職員の商品、金融、税務の知識を向上させる契機となる（例えば、フィナンシャルプランナーに象徴される教育・育成の高度化）メリットがある一方、従来死亡保障商品の販売における潜在ニーズの喚起による販売活動と異なり、ニーズ販売によるため営業力を低下させるというデメリットを生じさせる危険性もある。

また、派生的な結果ではあるが、前述の様に生保の金融機関としての地位向上が、他金融機関との間で様々な業際問題を引き起こす遠因となってきたことも見逃せない。ディスクロージャー問題、相互会社問題等が、現在生保のかかえる大きな課題の一つであることは否定出来ない。「所見」……以上の前提にたつと、……（以下、各自の所見を述べる。）